平成２５年（フ）第２８８号
新潟市中央区下大川前通３ノ町2170番地４
グランドアームスＣ701号
債務者　伊藤　　博
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６０号
岐阜県関市緑ケ丘２丁目７番12―102号
債務者　板津シズヱ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９６号
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺377番地の１、住民票上の住所滋賀県犬上郡甲良町大字法養寺428番地５
債務者　宮嵜　和代
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２９１号
神戸市須磨区神の谷４丁目１番201―501号
債務者　原田　俊彦
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４３号
神戸市須磨区竜が台６丁目17番地　29号棟103号、従前の住所埼玉県朝霞市北原１丁目２番６号　パスコーレ304
債務者　中山　真司
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４２号
兵庫県尼崎市道意町６丁目28番地の18
債務者　瀬利　伴行
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４３号
兵庫県尼崎市道意町６丁目28番地の18
債務者　瀬利美智代
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―409号
債務者　熊谷　正樹
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１７３号
福井市砂子坂町第14号24番地１、旧住所福井県坂井市春江町千歩寺第22号１番地22
債務者　宮崎　幸雄
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
福井県あわら市二面１丁目905番地　エクセランテ参番館203号
債務者　井手　清江（旧姓三㔟）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０号
福井市光陽１丁目12番21号
債務者　山崎　克也
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
福井市光陽４丁目２番24号　第２脇坂マンション306号、旧住所福井県あわら市温泉３丁目511番地　清風荘斉藤寮
債務者　横山　　聡（旧姓外﨑）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
福井市大瀬町第19号103番地
債務者　北川　政男
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２１号
長野市大字稲葉2086番地４
債務者　駒津　忠宏
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1408番地
カーサ・グラシア107、前住所静岡県島田市大柳１番地の２　グリーンヒルⅠ―101
債務者　山本真由美（旧姓友利）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６４号
岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志1061番地１
債務者　永田　孝尚
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６６号
岐阜県可児市土田5096番地３　フォーブル藤田105、前住所岐阜県可児市大森1501番地2902
債務者　溝口　新治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部